

## 乳用牛改良加速化事業実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、酪農家の所得向上と経営の安定化のため、乳用未経産雌牛に対するゲノミック評価と受精卵技術を組み合わせることにより、効率的に高能力雌牛の生産を行うことで乳用牛の改良加速化を図ることを目的として実施する乳用牛改良加速化事業（以下「事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

### (事業実施)

第2条 事業の実施については、熊本県補助金等交付規則(昭和56年熊本県規則第34号)、熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

### (事業実施主体)

第3条 事業実施主体は、熊本県酪農業協同組合連合会（以下「県酪連」という。）とする。

### (事業内容)

第4条 県は、県酪連が次に掲げる事業の実施に要する経費について助成する。

- (1) ゲノミック評価支援  
乳用未経産雌牛のゲノミック評価。
- (2) 採卵支援  
ゲノミック評価を行った雌牛のうち、高能力のものからの採卵。
- (3) 受精卵作成技術支援  
(2) で採卵した未受精卵を使用した体外受精による受精卵の作成、(2) で採卵する体内受精卵の作成及び移植師や酪農家等への技術指導。
- (4) 受精卵移植促進  
(2) 及び(3) で作出された受精卵の移植。

### (ゲノミック評価対象牛)

第5条 ゲノミック評価を行う乳用未経産雌牛は、一般社団法人日本ホルスタイン登録協会の登録規程に基づく登録牛若しくは登録申請中のもので、かつその父牛が(1) 及び(2) のいずれかを満たすもの、または(3) を満たすものとする。

- (1) 独立行政法人家畜改良センターが公表しているホルスタイン種評価結果総合指数(NTP) 上位40位以内の国産種雄牛であること。
- (2) 海外で飼養されている種雄牛を用いる場合は、能力評価成績を有する種雄牛であって、各国の総合指数上位100位以内若しくはNTP上位40位以内に相当する遺伝的能力を有したことがあるものであること。
- (3) その他、県酪連が県内の乳用牛群改良に特に必要と認める雌牛。

### (採卵対象牛)

第6条 採卵を行う乳用未経産雌牛は、県酪連が県内の乳用牛群改良に特に必要と認める雌牛とする。

### (受精卵作成に供する精液)

第7条 体内及び体外受精に供する精液は、原則として性判別精液を利用するものとし、第5条の(1) から(2) のいずれかを満たすもの、又は県酪連が県内の乳用牛群改良に特

に必要と認めるものとする。

(補助対象経費及び補助率)

第8条 事業の補助対象経費及びこれに対する補助額は、別表第1のとおりとし、県は予算の範囲内において助成する。

(事業実施計画の承認申請)

第9条 要項第3条に規定する事業実施計画承認申請書に添付する書類は、別記第1号様式のとおりとする。

(事業実施計画の承認と補助金の内示)

第10条 知事は、前条の規定により事業実施計画承認申請書の提出があった場合において、審査のうえ適正と認めたときは、事業実施計画の承認を行い、その旨を申請者に通知するとともに、補助金等の内示を行うものとする。

(事業実施計画の変更承認申請)

第11条 要項第5条第1項の事業実施変更計画承認申請書に添付する事業実施変更計画書は、別記様式第1号を準用する。

(補助金等の交付申請)

第12条 要項第6条第2項に規定する補助金の交付申請に添付する事業計画書は、別記第1号様式のとおりとする。

(補助金の変更交付申請)

第13条 要項第8条第2項の補助金変更交付申請書に添付する事業変更計画書は、別記第1号様式を準用する。

(補助金等交付決定前着手)

第14条 要項第9条第1項に規定する補助金等交付決定前着手承認申請書は、別記第2号様式のとおりとする。

(実績報告)

第15条 要項第13条第2項の実績報告に添付する関係書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書 (別記第1号様式)
- (2) 実績一覧 (別記第3号様式)
- (3) その他知事が必要と認める書類

附 則

本要領は令和2年(2020年)4月20日から施行し、令和2年(2020年)4月1日から適用する。

別表第1

補助対象経費	内容	補助率
<p>(1) ゲノミック評価支援</p> <p>(2) 採卵支援</p> <p>(3) 受精卵作成技術支援</p> <p>(4) 受精卵移植促進</p>	<p>(1) 乳用未経産雌牛に対するゲノミック評価。</p> <p>(2) (1) により高能力であると推奨された牛からの採卵。</p> <p>(3) 受精卵の作成及び移植師や酪農家等への技術指導等。</p> <p>(4) (2) により作出された受精卵の移植。</p>	<p>1／2以内（ただし、予算の範囲内）</p> <p>(1) 上限2千円／回</p> <p>(2) 上限10千円／回</p> <p>(3) 上限15千円／回</p> <p>(4) 上限5千円／回</p>